

告示

埼玉県告示第百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都渋谷区代々木二丁目二 番一号 株式会社アイヴィジット 代表取締役 横田 祐平	埼玉県さいたま県税 事務所、埼玉県川口 県税事務所、埼玉県 朝霞県税事務所、埼 玉県川越県税事務 所、埼玉県春日部県 税事務所及び埼玉県 越谷県税事務所にお いて行う県税に係る 徴収金の収納事務	平成三十一年三月一 日から平成三十三年 二月二十八日まで